

○新温泉町温泉配湯助成金交付要綱

平成31年3月20日告示第24号

(目的)

第1条 この要綱は、町得天賦の資源である温泉の利用を図るとともに、町内への移住定住の促進を図り、もって人口増加による町の活性化に寄与することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱の規定に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、新温泉町定住促進住宅取得助成金交付要綱（平成23年新温泉町告示第21号）による助成を受けて温泉の配湯（新温泉町温泉供給条例（平成17年新温泉町条例第121号）又は新温泉町湯財産区温泉配湯管理条例（平成19年新温泉町条例第43号）に基づく温泉の配湯をいう。以下「温泉配湯」という。）を受けることができる住宅を新築若しくは購入し、又は改修後、当該住宅において新たに温泉配湯を受けた者で次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税を完納している者
- (2) 温泉配湯の使用料を完納している者
- (3) 水道使用料及び下水道使用料を完納している者

(助成対象経費、助成金の額等)

第3条 助成対象となる経費は、助成対象者が前条に規定する住宅で使用している温泉配湯の使用料の基本料金とする。

2 助成金の額は、前項に規定する助成対象経費のうち、助成金の申請日の属する年度の前年度分として支払った額（100円未満切捨て）とする。

3 助成金の交付を受けることができる期間は、新たに温泉配湯を受けた日の属する月から起算して5年間とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町温泉配湯助成金交付申請書（様式第1号）を6月末日までに町長へ提出するものとする。

(助成金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときはその内容を審査し、支給の可否を決定して新温泉町温泉配湯助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、新温泉町温泉配湯助成金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。

(2) その他助成金を不正に受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に新温泉町定住促進住宅取得助成金交付要綱による助成を受けて温泉配湯を受けることができる住宅を新築若しくは購入し、又は改修後、当該住宅において新たに温泉配湯を受けた者について適用する。

附 則 (令和3年3月31日告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。